

第14号様式 (第8条関係)  
(その1)

令和 2 年分

( 年 月 日開催分)

# 収支報告書

(ふりがな)

- 政治団体の名称
- 主たる事務所の所在地
- 代表者の氏名
- 会計責任者の氏名

コクミンシヤクオカマダイロクソクシフ  
国民民主党大阪府第6区総支部

大阪府北区新森4丁目15番25号

平野博文

富田健治

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input checked="" type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名 富田 乾子  
(電話) 00-6951-8114  
(電話) \_\_\_\_\_  
(電話) \_\_\_\_\_



資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/>	有
<input checked="" type="checkbox"/>	無
公職の種類 (選挙区)	(現・候) 選挙区
資金管理団体の届 出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名	平野博文
公職の種類	衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	年 月 日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
P M 0 0 7 1	R 0 2	R 0 2 1 1 0 9	R 0 2 0 9 1 1	







(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経常経費					
(1) 人件費				0	
(2) 光熱水費				0	
(3) 備品・消耗品費				0	
(4) 事務所費			108361		
小計			108361		
2 政治活動費					
(1) 組織活動費			361600		
(2) 選挙関係費				0	
(3) 機関紙誌の発行費 その他の事業費				0	
(ア機関紙誌の発行事業費)				0	
(イ宣伝事業費)				0	
(ウ政治資金パーティー開催事業費)				0	
(エその他の事業費)				0	
(4) 調査研究費				0	
(5) 寄附・交付金			2178457		
(6) その他の経費				0	
小計			2540057		
合 計			2648418		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分 事務所費(切手代等)				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
政治資金監査費用(令和元年度)			300000		R.2.5月28日	税理士法人 アクトパートナーズ大阪事務所	八尾市明美町2-8-26	
同上			300000		R.2.9月11日	同上	同上	
この頁の小計			600000					
その他の支出			48361					
合計			108361					









(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書


添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)


この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 2 年 11 月 9 日

政治団体の名称 国民民主党大政府本部総支部

会計責任者の氏名 富田 健治 

解散の場合のみ下欄を記入すること

( 代表者の氏名 平野 博文  )

- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。  
2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

# 政治資金監査報告書

令和2年9月11日

国民民主党大阪府第6区総支部

代表 平野博文 殿

登録政治資金監査人

仲村匡博

登録番号 第 2540 号

研修修了年月日 平成21年4月10日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、国民民主党大阪府第6区総支部の令和2年1月1日から9月11日迄に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国民民主党大阪府第6区総支部の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
  - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
  - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

国民民主党大阪府第6区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。  
また、国民民主党大阪府第6区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。  
以上